

お住いの近くの集会施設（公民館等）を

災害時の避難所として 登録しませんか？



-八代市自主運営避難所登録制度のご案内-



ポイント① 近くの集会施設が避難所に

地域の集会施設（公民館）等を「自主運営避難所」としてあらかじめ登録していただき、自治会や自主防災組織等が自主的に開設・運営していただくことを支援します。

ポイント② 食料・飲料水等を支援

自主運営避難所に申請・登録いただいた施設には、あらかじめ規定量の食料・飲料水等を支援品としてお渡しします。

【支援の内容】

食料：施設の収容可能人数×2食分

飲料水：施設の収容可能人数×2リットル



※画像はイメージです。



詳しい制度の内容

【制度の対象となる組織】

自治会及び自主防災組織

【対象施設】

- ①自治会等が所有する集会施設
- ②自治会等が確保した施設

【開設・運営・閉鎖ルール】

- ①設置者が自主的に開設（市職員の派遣なし）
- ②必要に応じて備蓄物資を避難者へ配布
- ③避難者数を市へ報告
- ④運営経費は設置者の負担
- ⑤閉鎖の判断 など

【施設の登録基準】

- 立地要件：土砂災害特別警戒区域外に立地すること
浸水想定区域内は浸水深よりも高い位置に避難スペースを確保できること
- 体制要件：自治会等による自主的な運営ができること

【登録手順】

- ①施設の選定：登録したい施設等の確認
- ②開設基準の検討：自治会等で開設・運営・閉鎖等のルールを検討
- ③登録申請：自治会等が登録の申請

問い合わせ先



八代市総務企画部危機管理課

〒866-8601 熊本県八代市松江城町1番25号 TEL：0965-33-4112

※坂本・千丁・鏡・東陽・泉地域は、各支所地域振興課でも、受付可能です。



詳細はこちら↑